

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2015-201437(P2015-201437A)

【公開日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-070

【出願番号】特願2015-61992(P2015-61992)

【国際特許分類】

H 01 M	10/058	(2010.01)
H 01 G	11/62	(2013.01)
H 01 G	11/26	(2013.01)
H 01 M	10/0568	(2010.01)
H 01 M	2/26	(2006.01)
H 01 M	4/13	(2010.01)
H 01 M	10/052	(2010.01)

【F I】

H 01 M	10/058	
H 01 G	11/62	
H 01 G	11/26	
H 01 M	10/0568	
H 01 M	2/26	A
H 01 M	4/13	
H 01 M	10/052	

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月22日(2018.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

正極と、セパレータと、負極と、電解液と、を有し、
 前記正極は、正極活物質層と、正極集電体とを有し、
 前記電解液は、アルカリ金属塩と、イオン液体と、を有し、
 前記セパレータは、前記正極と前記負極の間に位置し、
 前記負極は、負極集電体と、負極活物質層と、を有し、
 前記負極活物質層は、前記セパレータを挟んで前記正極活物質層と向かい合い、
 前記負極活物質層の端部は、少なくとも一部が前記正極活物質層の端部よりも内側に位置することを特徴とする蓄電装置。

【請求項2】

請求項1において、

前記正極と前記負極の重なる面積が、前記正極の面積の90%以上であることを特徴とする蓄電装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2のいずれかにおいて、

前記負極は、第1の領域及び第2の領域を有し、

前記第1の領域は、前記負極集電体の少なくとも一面に接する前記負極活物質層を有し

、前記第2の領域は、前記負極集電体の少なくとも一面に接する第1の層を有し、
前記第1の層は、前記負極活物質層よりも薄く、
前記第1の層は、前記負極活物質層よりも抵抗が高いことを特徴とする蓄電装置。

【請求項4】

請求項3において、

前記第1の層は、ポリスチレン、ポリアクリル酸メチル、ポリメタクリル酸メチル、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリビニルアルコール、ポリエチレンオキシド、ポリプロピレンオキシド、ポリイミド、ポリ塩化ビニル、ポリテトラフルオロエチレン、ポリエチレン、ポリプロピレン、イソブチレン、ポリエチレンテレフタレート、ナイロン、ポリフッ化ビニリデン、ポリアクリロニトリル、スチレン・ブタジエンゴム、スチレン・イソブレン・スチレンゴム、アクリロニトリル・ブタジエンゴム、ブタジエンゴム、エチレン・プロピレン・ジエン共重合体、カルボキシメチルセルロース、メチルセルロース、エチルセルロース、ヒドロキシプロピルセルロース、シアセチルセルロース、再生セルロース、澱粉から選ばれる一以上を有することを特徴とする蓄電装置。

【請求項5】

請求項1乃至4のいずれかに記載の蓄電装置を搭載した電子機器。